

## 滝沢市自治基本条例検証委員会中間報告書

滝沢市自治基本条例検証委員会では、平成 28 年度から平成 31 年度の 4 年間で検証作業を実施しています。

平成 28 年度については、自治基本条例制定の経緯と条例の概要についての共通認識を持つ場とし、平成 29 年度においては、条文の趣旨が地域づくりに生かされているか検証するため、まずは条文について理解を深めながら、検証におけるポイントについて整理する作業を行いました。この検証のポイントに基づき、今後は条例の運用状況として地域づくりの取組みを中心に検証作業を実施するとともに、条文の改正の必要性について検討していきます。

平成 29 年度の検証委員会の取り組みでまとめられた全条文の検証のポイント及び委員会で寄せられた意見等について、以下により中間報告として提出します。

検証条文	検証のポイント	意見等
<p>前文</p> <p>滝沢市は秀峰岩手山の裾野に位置し、東には北上川、南には雫石川が流れる自然豊かな地域です。また、県都盛岡市に隣接し、複数の大学が存在しており、国や県の試験研究機関が集まっている一帯では、研究学園地域としての姿が見られます。</p> <p>また、豊かな自然と先人たちが培ってきた産業、そして「日本一人口の多い村」としての村政 124 年の歴史と、チャグチャグ馬コに代表される様々な文化があります。</p> <p>私たちには、このことに誇りを持ち、それらを財産とし、未来を担う子どもたちが「このまちが大好き」「ここに住んでよかった」と思える故郷を築き、次の世代に引き継いでいくことが求められています。</p> <p>そのため、思いやりのある社会、そしてみんなが幸せに暮らせる地域を創造し、「住民自治日本一」をめざして市民主体の地域づくりを進めるとともに、夢のある地方自治を、市民・行政・議会の協働により推進していかなければなりません。</p> <p>これらを実現するため、私たちは日本国憲法に掲げる地方自治の本旨に基づき、自治の理念と普遍の原則を定めた、滝沢市自治基本条例を制定します。</p>	<p>前文自体に拘束力はありませんが、各条項に対しての基本的な考えとして重要な位置付けになると考えられます。よって、前文の検証は行いませんが、各条文の評価に当たって、前文に記載のある『思いやりのある社会』、『みんなが幸せに暮らせる』、『市民主体の地域づくり』を意識する必要があります。</p>	
<p>(目的)</p> <p>第 1 条 この条例は、誰もが幸福を実感できる活力に満ちた地域を実現するため、滝沢市の自治に関する基本原則を明らかにするとともに、地域づくりの推進に関する原則、制度等を定め、住民自治の深化を図ることを目的とします。</p>	<p>「誰もが幸福を実感できる活力に満ちた地域」について、前文に記載の『思いやりのある社会』、『みんなが幸せに暮らせる』につながっているか、そのために「住民自治の深化を図る」ことは、『市民主体の地域づくり』として合致するかがポイントになります。</p> <p>また、目的を達成するためには、本条例に関する情報の浸透を図ることが重要となります。</p>	
<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。</p> <p>(1) 市民 次のいずれかに該当する者をいいます</p> <p>ア 本市に住所を有する者</p> <p>イ 本市に居住し、通勤し、又は通学する者</p> <p>ウ 本市で公益性を有する活動を行う者</p> <p>(2) 市 市長その他の執行機関をいいます。</p> <p>(3) 市政 行政及び議会の運営をいいます。</p> <p>(4) 協働 市民、市及び議会がそれぞれの役割及び責任を持ち、対等な立場で協力して行動することをいいます。</p> <p>(5) 地域づくり 地域が抱えている課題を解決し、暮らしやすい地域を実現するための取組をいいます。</p> <p>(6) 参加 市民が、市政又は地域づくりに関わり、意見を表明し、及び行動することをいいます。</p> <p>(7) 地域コミュニティ 自治会及び公益性を有する活動を行うもの並びにこれらを含む総体をいいます。</p>	<p>用語の定義であり、検証する必要はないと思われませんが、特徴的な部分として、第 1 項「市民」の定義については、居住している住民のほか、通勤・通学している方、市内で活動している団体も含まれます。</p>	
<p>(条例の位置付け)</p> <p>第 3 条 この条例は、滝沢市の自治に関する最高規範であり、個別の条例及び規則の制定等又は総合計画等各種計画の策定に当たっては、この条例の趣旨を最大限に尊重しなければなりません。</p> <p>2 市及び議会は、この条例に定める事項を実現するため、条例等の制定その他必要な措置を講ずるものとします。</p> <p>3 市民、市及び議会は、この条例に定める事項を相互に関</p>	<p>&lt;第 1 項&gt;</p> <p>この条例が自治に関する最高規範であることが謳われた定義的な条文となっています。</p> <p>&lt;第 2 項&gt;</p> <p>個別条例等の制定等になります。制定状況については以下のとおりとなっています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 滝沢市地域コミュニティ基本条例：平成 28 年 4 月 1 日施行</li> </ul>	

検証条文	検証のポイント	意見等
<p>連付けることにより、より効果的に活用し、住民自治の深化を図るものとします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>滝沢市議会基本条例：平成26年1月1日施行</li> <li>滝沢市行政基本条例：平成27年4月1日施行</li> </ul> <p>&lt;第3項&gt;</p> <p>各条項を関連付けすることにより効果的な活動を行うことを謳っています。各条項の検証の際に関連性についても意識する必要があります。</p>	
<p>(市民憲章)</p> <p>第4条 市民一人一人の想いを象徴するものとして、次の憲章を定めます。</p> <p>滝沢市民憲章</p> <p>岩手山のふもと、鈴の音響くふるさと滝沢で、わたしたちは</p> <p>一人一人が大きな夢をいだきます。</p> <p>地域の絆と支えあいを築きます。</p> <p>楽しみ、よろこび、生きがいを見つけます。</p> <p>健康で心豊かな生活をめざします。</p> <p>未来に輝く子どもたちを育てます。</p>	<p>前文に記載の『思いやりのある社会』、『みんなが幸せに暮らせる』が込められ、想いの象徴として定められているかがポイントになります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市民憲章の認知度→H28:28.6%、H27:27.0%</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>この検証のポイントをどのように検証するかはつきりさせる必要がある。</li> </ul>
<p>(めざす地域の姿)</p> <p>第5条 市民、市及び議会は、次に掲げる地域の実現に努めます。</p> <p>(1) 岩手山を背景とした景観を守り、恵まれた自然と調和した地域</p> <p>(2) みんなで考え、話し合い、共に行動し、絆で結ばれた地域</p> <p>(3) 保健・福祉・医療が充実し、誰もが安心して元気に暮らせる地域</p> <p>(4) 地域の防災・防犯対策が充実し、誰もが快適な生活を実感し、安全・安心に暮らせる地域</p> <p>(5) 学校・家庭・地域の連携により教育環境が充実し、誰もが生涯にわたって学べる地域</p> <p>(6) 地域資源を活かし、産業を育成し、誰もが働きやすい地域</p> <p>(7) 歴史・伝統を守り、文化を創造する地域</p> <p>(8) 年齢・性別に捉われず、誰もが参加しやすい地域</p>	<p>地域全体として目指す地域という定義になっていますが、策定に当たっては、たきざわ未来創造会議やパブリックインボルブメントにより意見等を集約し、市民の想いが反映されたものとなっています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>めざす地域の姿の認知度→H28:14.0%、H27:14.5%</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>この条例の基本になる。関連条文と合わせ全体で見る必要がある。</li> <li>総合計画ではなく条例で定めた。検証にあたり絶えず意識することが求められる。</li> <li>認知度が低いのは問題だが、条例が描いている内容が地域づくりに反映されていることが重要。認知度の図り方の議論が必要。</li> </ul>
<p>(基本原則)</p> <p>第6条 市民、市及び議会は、次に掲げる自治に関する基本原則に基づき、地域づくりを進めます。</p> <p>(1) 自治の主体は市民であり、自治の主権は市民にあります。</p> <p>(2) 市民の積極的な参加による地域づくりを推進します。</p> <p>(3) 協働による地域づくりを推進します。</p> <p>(4) 市政及び地域の情報は、互いに共有します。</p>	<p>地域づくりを進めるための4つの基本原則を定めています。</p> <p>&lt;第1号&gt;</p> <p>自治の最も基本となる事項として、自治の主体が市民であることを謳っています。</p> <p>&lt;第2号～第4号&gt;</p> <p>地域づくりを進めるための行動につながる基本原則を定めたものであり、それぞれに具体的な事項を以下のとおり別条項で定めています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第2号→第8条、第11条</li> <li>第3号→第3章(第7条～第8条)</li> <li>第4号→第10条</li> </ul>	
<p>(協働による地域づくり)</p> <p>第7条 市民、市及び議会は、地域づくりの推進に当たっては、前条第3号に規定する基本原則に基づき、協働により推進するものとします。この場合において、必要に応じて協定等を締結し、役割等を定めるものとします。</p>	<p>基本原則に定められている『協働による地域づくりの推進』の具体的な事項を定めたものです。</p> <p>協働による地域づくりを検証するに当たり、参考となる把握が可能な指標は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域の中に支えあう仕組みがある(5段階評価) →H28:2.92、H27:2.88、H26:2.88</li> <li>地域間での交流がある(5段階評価) →H28:2.70、H27:2.65、H26:2.70</li> <li>地域や世代を超えて市全体がつながっている(5段階評価) →H28:2.52、H27:2.51、H26:2.44</li> <li>協働による地域づくりに関する協定締結数(次年度調査)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要に応じて締結する協定の例とは? ➤ 自主防災に関する協定など</li> <li>協定の締結数は指標に加えるべき</li> </ul>
<p>(協働における役割)</p> <p>第8条 市民は、地域づくりの担い手であることを自覚し、自らの活動による地域づくりの推進に努めるものとします。</p>	<p>市民、行政、議会それぞれの協働における役割を定めています。第3項において、市による総合計画等の整備について謳われていますが、平成27年度からの計画期間として「第1次滝沢市総合計画前期基本計画」を策定しています。この計画は、</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民が力を合わせる一般的な協働が第1項。これに対し、市民が自治体運営に参画しコントロールすることも含む協</li> </ul>

検証条文	検証のポイント	意見等
<p>2 市民は、積極的に市政に参加し、行政及び議会とともに地域づくりの推進に努めるものとします。</p> <p>3 市は、市民の主体性、自主性及び自立性を尊重し、その活動を積極的に支援するとともに地域づくりを具体的に推進するため、総合計画等各種計画の策定、制度等の整備に努めるものとします。</p> <p>4 議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）に定める議会の権限を最大限に行使し、市民を代表する意思決定機関として行政運営を監視し、評価し、市民の意見を行政の政策に反映させるよう努めるものとします。</p>	<p>公共が担う「市域全体計画」と、市民主体の地域づくりの「地域別計画」により構成されています。</p>	<p>働を第2項に分けていることが特徴であり、この部分の理解があることが重要である。</p>
<p>（総合計画）</p> <p>第9条 市長は、第5条に掲げる、めざす地域の姿を踏まえ、総合的かつ計画的な地域づくりを推進するため、滝沢市の最上位計画として基本構想、基本計画及び実行計画を内容とする総合計画（以下「総合計画」といいます。）を策定し、その実現を図るものとします。</p> <p>2 総合計画を策定する場合は、市民が参加できる方法を用いるものとし、その意見を当該計画に反映するものとします。</p> <p>3 基本構想は、議会の議決を経なければなりません。</p> <p>4 市が行う政策は、総合計画に基づくものとします。</p> <p>5 市長は、総合計画を展開し、その進捗状況を公表するものとします。</p> <p>6 市長は、社会経済情勢の大きな変化及び第17条第2項に規定する行政評価による見直しを踏まえ、必要に応じて総合計画の見直しを行うものとします。</p>	<p>地域づくりの推進のために総合計画を最上位計画と位置付け、策定することとしています。第2項以降では、策定の手法や策定後の展開等について定めています。</p> <p>&lt;第2項&gt;</p> <p>総合計画策定時に市民が参加し、意見を反映することについて定めています。市民参加の取り組みについては以下のとおりとなっています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ H26.6 岩手県立大学総合政策学部政策課題実習（全4回）において幸福実感一覧表を検討</li> <li>・ H26.10～H27.2 次期総合計画策定市民パートナー9名の方により、基本構想の分かりやすい表現、幸福実感一覧表の目標値の設定、周知方法などについて検討（全5回）</li> <li>・ H26.10～H27.3 岩手県立大学総合政策学部による次期総合計画パンフレットの作成（全17回）</li> <li>・ H27.1 岩手県立大学総合政策学部、滝沢第二中学校、滝沢南中学校生徒会により、パンフレットについて意見交換</li> </ul> <p>&lt;第3項&gt;</p> <p>議会の議決について定めています。第1次滝沢市総合計画については、平成27年3月議会により可決されています。</p> <p>&lt;第4項～第5項&gt;</p> <p>総合計画の展開と進捗状況の公表について定められています。滝沢市では、総合計画に体系づけされた実行計画を策定し、これにより全ての事業を展開しています。同じく、毎年総合計画に体系づけられた内容の調査を実施し、たきざわ地域社会報告書を作成して公表しています。</p> <p>&lt;第6項&gt;</p> <p>総合計画の行政評価と必要に応じて見直しをすることについて定められています。滝沢市では、総合計画審議会（委員25名）を毎年5～6回程度開催。行政評価について報告し、総合計画の策定や推進について審議いただいています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市の取り組みが総合計画に基づいているかという視点は重要なポイントであり、検証すべき指標と思われる。</li> </ul>
<p>（情報共有等）</p> <p>第10条 市民、市及び議会は、地域づくりの推進に当たっては、第6条第4号に規定する基本原則に基づき、情報を共有して推進するものとします。この場合において、市及び議会は、市政に関する情報について、市民に対し積極的かつ丁寧な説明を行う責任を負うものとします。</p> <p>2 市及び議会は、個人に関する情報を適正に管理し、保護しなければなりません。</p> <p>3 市は、個人に関する情報の保護及び行政情報の公開に関する手続その他の必要な事項について、別に条例を定めるものとします。</p>	<p>&lt;第1項&gt;</p> <p>地域づくりの推進に当たり、市民、市、議会が情報を共有すること。また、市及び議会は積極的に市政情報の発信をすることが定められています。</p> <p>情報共有については、以下の取り組みがなされています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市による市政懇談会→H28：14回開催、参加者371名／H27：26回開催、参加者480名</li> <li>・ 議会による議会報告会→H28：13回開催、参加者200名／H27：13回開催、参加者194名</li> </ul> <p>&lt;第2項～第3項&gt;</p> <p>個人情報の適正管理と必要な条例等の制定について定められています。滝沢市では、自治基本条例が制定される前から、行政情報公開条例（平成10年4月1日施行）、個人情報保護条例（平成10年4月1日施行、一部平成9年10月1日施行）を制定しており、これらの条例に基づき適切な管理を行っています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市政懇談会や議会報告会は、一部の市民しか参加しないため、誰でも情報を入手できるホームページについて検証しては？</li> <li>➤ アクセスのしやすさを含め充実していると感じる。ただし、一部パブリックコメントの情報など、古い情報が削除されているものも見受けられる。</li> </ul>
<p>（市政参加等）</p> <p>第11条 市及び議会は、市政について、市民の多様な参加の機会を設けるとともに、意見及び提案を求め、これを反</p>	<p>&lt;第1項、第4項及び第5項&gt;</p> <p>市及び議会が、市政参加の機会を設け、市民の想いを市政に反映させること。また、市民は積極的に市政に参加し、積極的</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第5項で市政に提案、第6項でその対応について書かれていることが特徴的。実績、処</li> </ul>

検証条文	検証のポイント	意見等
<p>映するよう努めるものとします。</p> <p>2 市は、市民が市政に参加するに当たり、男女共同参画社会の形成等に配慮し、誰もが参加しやすい環境を整備するよう努めるものとします。</p> <p>3 市及び議会は、子ども（18歳未満の市民をいいます。）が意見を表明できる機会を、積極的に設けるよう努めるものとします。</p> <p>4 市民は、市及び議会が設ける多様な参加の機会を活用し、積極的に自治の主体として発言し、及び行動するよう努めるものとします。</p> <p>5 市民は、公益的な観点から、市及び議会に対し市政に関する提案を行うことができるものとします。</p> <p>6 市及び議会は、前項の提案があった場合は、公開を原則とした審査を実施し、有益であると認められる提案については、その実現に向けて適切な措置を講ずるものとします。</p> <p>7 市は、市民の市政参加に関する手続その他必要な事項について、別に条例を定めるものとします。</p>	<p>に発言・行動することが定められています。</p> <p>第10条の検証のポイントと重複しますが、市政懇談会や議会報告会においては、市政の情報を提供するとともに、市民から広く意見を求めることで、市民の想いを市政に反映させる場を創出しています。</p> <p>&lt;第2項&gt;</p> <p>男女共同参画については、男女共同参画基本法に基づき、本市においても男女共同参画計画「たきざわ輝きプラン2」を制定しています。住民・民間団体等や、男女共同参画推進委員会と共にこの計画の推進し、男女共同参画の推進を図っています。</p> <p>&lt;第3項&gt;</p> <p>子どもが意見できる場については、平成21年度から実施している『市長とのお気軽トーク』が有効に活用されています。子どもを対象としているものではありませんが、市民の方に自由にテーマを決めてもらい気軽に話せることから、小中学校からの申し込みが多くあります。</p> <p>議会においては、毎年市民議会を開催し、小中学生も参加し滝沢への夢や希望などの想いを語っていただきました。</p> <p>&lt;第6項&gt;</p> <p>提案の取り扱いについては、公開を原則とする庁議において諮られ、市民から公表を希望されている内容については、ホームページにおいて処理内容を公表しています。</p> <p>&lt;第7項&gt;</p> <p>市政参加に関する基本的な事項を定めた条例としては、平成28年4月1日施行の滝沢市地域コミュニティ基本条例において、「市政への参加推進」として具体的に定められています。</p>	<p>理状況があれば検証項目となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第7項の市政参加に関する手続きを別に条例で定めることについては、地域コミュニティ基本条例ではなく、市民参加条例を指していると思われる。現状で条例の制定がないのであれば、その旨を検証委員会の意見とする。</li> <li>現在滝沢市でどのような仕組みがあって、どの程度意見が寄せられているのか、どのような対応をしているのか、例えばパブリックコメントを何件実施し、どれくらい意見が出て、どういった対応をしたのかということを含めて報告していただきたい。</li> </ul>
<p>(住民投票)</p> <p>第12条 市長は、市政に関わる重要な事項について、市民の意思を確認するため、住民投票を実施できるものとします。</p> <p>2 市民、市長及び議会は、住民投票の結果を尊重するものとします。</p> <p>3 市は、住民投票の市長への実施請求及び実施に係る手続その他必要な事項について、別に条例を定めるものとします。</p>	<p>市政に関わる重要な事項について、直接に市民の意思を確認するための住民投票について定められています。</p> <p>本市においては、平成22年3月に住民投票条例を制定し、同年10月より施行しています。この条例に基づき、市民または議会からの請求、若しくは市長自らの発議により住民投票を実施することとなります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>滝沢市の住民投票条例では、永住資格を持たない外国人が対象になっていない。</li> </ul>
<p>(地域コミュニティ活動)</p> <p>第13条 地域コミュニティは、それぞれの特性を活かすとともに、連携し、協力して地域の共通課題の解決を図り、地域づくりを推進するものとします。</p> <p>2 地域コミュニティは、地域の将来像を自ら考え、その課題の解決に向けて取り組むよう努めるものとします。</p> <p>3 地域コミュニティは、その活動に各世代の市民が参加できる機会を設けるとともに、体験を通して地域の将来を担う人材を育成するよう努めるものとします。</p>	<p>様々な団体、世代が参加し、互いに連携することにより地域づくりを推進していくことが定められています。これらの活動を地域コミュニティ活動と定義し、課題解決や人材育成に必要な共通理念として定めています。</p> <p>本市においては、市内11区域を単位として、数多くある団体（自治会、老人クラブ、子供会、消防団、PTAなど）が連携して地域活動をするための「地域づくり懇談会」が設立されています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>活動のエリアが異なる地域づくり懇談会と自治会が機能するのかが懸念される。 <ul style="list-style-type: none"> <li>滝沢市では、地域づくり懇談会の活動を自治会が中心的に推進していることから、情報共有は図られているものと思われる。</li> </ul> </li> <li>地域づくり懇談会と自治会の棲み分け、どう機能しているかを検証したい。</li> </ul>
<p>(運営の原則)</p> <p>第14条 本市に居住する者は、地域コミュニティを構成する各種団体（以下「各団体」といいます。）に積極的に加入し、その活動に参加するものとします。</p> <p>2 本市に通勤し、又は通学する者は、各団体の活動に積極的に参加し、地域づくりに関わるものとします。</p> <p>3 地域コミュニティは、効率的な活動を行うため、各団体の相互で活動内容その他の情報を共有するよう努めるものとします。</p> <p>4 地域コミュニティは、その活動の活性化を図るため、各団体の相互で評価を実施し、その結果を共有してその後の</p>	<p>&lt;第1項&gt;</p> <p>地域活動を行う団体への積極的な加入及び活動について定められています。条例制定段階では「自治会」を想定していましたが、地域別計画を推進する「地域づくり懇談会」の活動も検証のポイントになると思われます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自治会加入率→H28：82.2%、H27：82.7%、H26：81.0%</li> <li>地域づくり懇談会活動数→11地域</li> </ul> <p>&lt;第2項&gt;</p> <p>地域外からの通勤・通学等で関わる人による活動として、商工会活動や学生イベントなどが考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>商工会では、日曜朝市や商工会まつりなど、多くの地域イ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域づくり懇談会については、1地域未設置となっているが、何もやっていないわけではないので全地域に組織化で良い。→11地域に変更する。</li> <li>地域づくり懇談会については、設立状況だけではなく、活動状況や課題などを今後検証していきたい。</li> </ul>

検証条文	検証のポイント	意見等
<p>活動に反映させるよう努めるものとします。</p>	<p>ベントを実施しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域の学生が主体となり、「学生×地域づくり×企業」をテーマに交流イベントを実施しています。</li> </ul> <p>&lt;第3項～第4項&gt;</p> <p>各団体が相互に情報共有し、活動評価することにより、活動の活性化が図られるものと定めています。</p> <p>平成28年12月に滝沢市役所前にオープンした「ビッググループ滝沢」館内には、市民活動の拠点となり様々な交流が生まれる場所として「たきざわ市民活動支援センター」が開設されています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成29年10月現在で、46団体が登録しています。</li> <li>今後は、登録団体を一同に会した交流イベントの実施が予定されています。</li> </ul>	
<p>(条例の制定)</p> <p>第15条 市は、地域コミュニティの活力が最大限に発揮されるよう、その役割その他必要な事項について、別に条例を定めるものとします。</p>	<p>第3条(条例の位置付け)第2項において、詳細な運用等を定めた個別条例を制定することとされています。ここでは、地域コミュニティに関する条例を定めることについて記載されています。</p> <p>本市においては、「滝沢市地域コミュニティ基本条例」を制定し平成28年4月1日に施行しています。</p>	
<p>(財政運営の原則)</p> <p>第16条 市は、健全な財政運営に努めるものとします。</p> <p>2 市は、財政状況に関する情報、予算の編成及び執行に関する情報並びに将来の財政の見通しを公表するものとします。</p>	<p>&lt;第1項&gt;</p> <p>第1次滝沢市総合計画の策定を受け、平成27年度に定めた「滝沢市財政構造改革方針」において、財政構造改革を推進するに当たり、「歳入の範囲で予算を編成する」ことを厳格化し、複数年で予算編成することとしています。</p> <p>事業内容の精査・見直しによる選択と集中を進めるほか、有効な財源の調査・確保などにより、真に必要な事業に経営資源を投入し、市民に価値と未来を創造するための取組を進める必要があると認識しています。</p> <p>&lt;第2項&gt;</p> <p>予算編成に当たっては、第1次滝沢市総合計画前期基本計画の計画期間において財政見通しを策定しています。従来より広報やホームページで財政状況を公表していましたが、平成30年度より、予算編成の過程についても公開することとしています。</p>	
<p>(行政評価)</p> <p>第17条 市は、行政運営を効果的かつ効率的に行うため、政策、施策その他行政の運営に関する事項について行政評価を実施するものとします。</p> <p>2 市は、前項の行政評価の結果に基づき見直しを行うとともに、これを総合計画の進行管理等及び予算の編成等に反映させるものとします。</p> <p>3 市は、第1項の行政評価を行う場合は、市民が参加できるよう努めるとともに、行政評価の結果を公表するものとします。</p>	<p>&lt;第1項～第2項&gt;</p> <p>第1次滝沢市総合計画の推進にあたっては、全ての事業について実行計画により目標及び指標を定め、毎年度評価検証を行い、必要に応じて目標値の見直しなどを行っています。</p> <p>また、予算編成に当たっては、実行計画による事業を単位として、それぞれの事業評価を踏まえながら事業の優先度を設定して予算に反映する仕組みとなっています。</p> <p>&lt;第3項&gt;</p> <p>政策、施策、基本施策の評価について市職員により実施し、その評価結果については、市民、学識経験者、関係団体及び関係する行政職員により構成される「滝沢市総合計画審議会」により審議を受けています。審議会は公開制で傍聴が可能であり、さらに全ての審議会結果についてホームページにより公表しています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政評価を市職員が実施しているとしているが、実際に評価しているのは、政策、施策、基本施策の評価であり、その結果を総合計画審議会で審議されている。→訂正する</li> </ul>
<p>(自立立法権の行使による政策実現)</p> <p>第18条 市は、行政運営上の課題解決を図るため、法令等の自主的かつ適正な解釈及び運用のもと、関係法令との整合性を図り、自治立法権の積極的な行使により、政策の実現に努めるものとします。</p>	<p>本条例を始め、政策実現のため、自治立法権を行使し積極的に条例の整備に努める必要があります。</p>	
<p>(行政組織)</p> <p>第19条 市は、行政組織を整備し、行政運営上の課題等に迅速に対応するものとします。</p>	<p>第1次滝沢市総合計画の策定に合わせ、この計画を実現するための行政組織の見直しにより、市民に分かりやすく、機能性のある組織体制を整備しました。</p> <p>その後においても、全庁に33ある「改善活動アクションプラン」について改善取組の活動の評価を行っています。平成28年度については、全庁推奨事項として30件評価されています。</p>	

検証条文	検証のポイント	意見等
<p>(審議会)</p> <p>第20条 市は、法令等の規定により設置する附属機関及び必要に応じて設置する審議会等の委員を選任する場合は、識見を有する者を選任するほか、公募等により市民の幅広い層から必要な人材を選任するよう努めるものとします。</p> <p>2 市は、会議及び会議録を公開しなければなりません。ただし、市長が公開することが適当でないと認める場合は、その限りではありません。</p>	<p>市に設置されている審議会等の組織の例として、市民、学識経験者、その他関係機関など構成で、その中の市民については公募によるものが一般的です。また、会議記録についても、各審議会の定め等により、ほとんどが公開制となっています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 条例に基づく審議会に加えて、要綱・規則に基づく委員会を含めいくつあるか？公募委員の割合、男女比の情報がほしい。</li> </ul>
<p>(行政運営等に関する条例)</p> <p>第21条 市は、行政の機能、役割その他必要な事項について、別に条例を定めるものとします。</p>	<p>第3条(条例の位置付け)第2項において、詳細な運用等を定めた個別条例を制定することとされています。ここでは、行政運営等に関する条例を定めることについて記載されています。</p> <p>本市においては、「滝沢市行政基本条例」を制定し平成27年4月1日に施行しています。</p>	
<p>(議会運営の原則)</p> <p>第22条 議会は、市民に開かれた議会運営を行うよう努めるものとします。</p> <p>2 議会は、政策立案機能の充実に図るとともに、自治立法活動、調査活動等を行うものとします。</p>	<p>&lt;第1項&gt;</p> <p>議会活動の情報提供手段として、「たきざわ市議会だより」を年5回発行しています。また、各地域で出向いて実施している「議会報告会」では、情報を提供しつつ市民から意見をいただき、市民の市政参加の場としても活用されています。</p> <p>&lt;第2項&gt;</p> <p>議会は、政務活動費を使用し、市政等に関して調査研究する活動を会派単位で行っています。地域課題の解決に向けた調査研究や、資質向上のための研修等を行っています。</p> <p>調査結果を報告書については、平成29年度の活動内容より公表する予定です。</p>	
<p>(議会評価)</p> <p>第23条 議会は、議会運営を効果的かつ効率的に行うため、政策立案、自治立法活動、調査活動その他議会の運営に関する事項について議会評価を実施するものとします。</p> <p>2 議会は、前項の議会評価の結果に基づき見直しを行うとともに、これを議会運営に反映させるものとします。</p> <p>3 議会は、第1項の議会評価を行う場合は、市民が参加できるよう努めるとともに、議会評価の結果を公表するものとします。</p>	<p>&lt;第1項&gt;</p> <p>議会評価については、平成27年度から実施しています。「市民参加」「課題解決能力」「意思決定能力」「透明性」の4つの大項目に分類し、各々3項目により5段階評価により実施しています。</p> <p>&lt;第2項～第3項&gt;</p> <p>議会評価の結果については、市内全世帯に配布する「たきざわ市議会だより」により内容を掲載し、その後においても、「シリーズ『議会評価』を受けて」と題し、評価の詳細な情報と、今後の取り組みのポイントを掲載しています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 議会基本条例の条文に「議会評価を行う場合は市民が参加できるよう努めるものとする」となっている。その仕組みがあるのか確認する必要がある。</li> <li>• 限られた場ではなく、多様な市民の意見を拾い、議会活動に反映されているかが重要である。</li> </ul>
<p>(議会運営に関する条例)</p> <p>第24条 議会は、議会の機能、役割その他必要な事項について別に条例を定めるものとします。</p>	<p>第3条(条例の位置付け)第2項において、詳細な運用等を定めた個別条例を制定することとされています。ここでは、議会運営等に関する条例を定めることについて記載されています。</p> <p>本市においては、「滝沢市議会基本条例」を制定し平成26年1月1日に施行しています。</p>	
<p>(危機管理体制の確立)</p> <p>第25条 市は、個人の生命、身体及び財産を保護するとともに、緊急時に総合的かつ機能的な活動を行うため、危機管理体制の確立を図らなければなりません。</p> <p>2 市は、前項の目的を達成するため、広域的な視点から近隣自治体との連携強化に努めるものとします。</p> <p>3 地域コミュニティは、災害等の発生時において、自主的かつ主体的に避難、防災等の初動活動を行うとともに、互いに協力して対処することができるよう日頃から地域での信頼及び交流関係を築くよう努めるものとします。</p> <p>4 市は、前項における地域コミュニティの活動に対し、必要な情報を提供するなど積極的に支援するものとします。</p>	<p>&lt;第1項&gt;</p> <p>災害対策基本法に基づく「滝沢市地域防災計画」、国民の保護のための措置に関する法律に基づく「滝沢市国民保護計画」を定め、災害時を想定したマニュアルを整備するとともに、毎年複数回、災害時を想定した訓練を実施しています。</p> <p>&lt;第2項&gt;</p> <p>滝沢市地域防災会議において、防災会議の組織体制には、国、県、自衛隊、警察、消防等のほか、電気、ガス、交通などのインフラ事業者等により組織されています。また、災害時に立ち上がる災害対策本部においても、必要に応じて警察、自衛隊、消防等の防災組織も入ることとしています。</p> <p>&lt;第3項&gt;</p> <p>地域住民が「自分たちの地域は自分たちで守る」という自主的な防災活動を促進する「自主防災組織」が、平成16年度より各自治会単位で順次立ち上げられています。滝沢市の平成28年度の政策方針書の重点課題の一つに「安全・安心なまちづくりのため、自主防災組織の全自治会への設置を含めた訓練内容の充実を進めます。」としており、平成29年3月に全ての自治</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 国、県、自衛隊等の連携は記載されているが、広域市町村の連携も重要であり、もし体制がないのであれば整備する必要があると思われる。</li> <li>➢ 火災、大規模災害時における派遣、物資、廃棄物受け入れ等の協定を締結している。</li> </ul>



検証条文	検証のポイント	意見等
	<p>会において自主防災組織が結成されています。</p> <p>&lt;第4項&gt;</p> <p>滝沢市地域防災計画において、自主防災組織の育成計画について定めており、滝沢市自主防災組織連絡会議との連携を図りながら、必要な情報の提供や助言により、活動支援及び組織の強化を図っています。</p>	
<p>(地域づくりにおける連携等)</p> <p>第26条 市民、市及び議会は、大学、研究機関、企業等と連携し、その見識等をより効果的な地域づくりに活用するよう努めるものとします。</p> <p>2 市民、市及び議会は、国及び他の自治体と連携し、協力し、地域づくりの共通課題の解決に努めるものとします。</p> <p>3 市民、市及び議会は、市外の人々と連携し、その見識等をより効果的な地域づくりに活用するよう努めるものとします。</p> <p>4 市民、市及び議会は、国際交流の推進に努めるとともに、多文化共生社会の視点に立った地域づくりを推進するものとします。</p>	<p>&lt;第1項&gt;</p> <p>滝沢市には、3つの大学や国県の研究機関が多くあるという特徴があります。また、近年では盛岡西リサーチパークやIPUイノベーションセンターに多くの企業が進出するなど企業誘致にも力を入れており、これらの機関と連携し地域づくりを推進することは非常に有効なものと考えられます。</p> <p>平成28年度における本市の取り組みとしては、学生が地域の課題等について考え、学生、地域、企業が交流できる「たきざわ学生フェス」イベントの開催支援や、地域交流事業を実施した滝沢市商工会に補助することにより支援しました。</p> <p>&lt;第2項&gt;</p> <p>滝沢市に留まらない課題が発生した場合は、近隣自治体や国、県と連携して課題解決を図ることが効果的です。各分野において日頃からの情報交換や、必要に応じて広域の調査研究会を立ち上げるなど、柔軟な対応ができる意識づけが求められます。</p> <p>&lt;第3項&gt;</p> <p>本条例における市民の定義については、居住している住民のほか、通勤・通学している方、市内で活動している団体も含まれます。このような方々からの意見は、地域づくりの推進に効果的な情報であると認識することが大切です。</p> <p>&lt;第4項&gt;</p> <p>平成29年6月11日に、「滝沢市国際交流協会」が設立されました。今後、国際理解講座や国際交流事業を実施していく予定であり、このような取り組みと連携しながら、多文化共生社会の実現を目指すことが効果的と考えられます。</p>	
<p>(市民の権利及び責務)</p> <p>第27条 市民は、市政に参加する権利を有するとともに、自治の主体としてその発言及び行動に責任を持ち、積極的に市政に参加するよう努めるものとします。</p> <p>2 市民は、市政に関する情報を知る権利を有するとともに、自らも積極的に市政に関する情報を入手するよう努めるものとします。</p> <p>3 市民は、法令等の定めるところにより、行政サービスの提供を受ける権利を有するとともに、納税等の義務を負うものとします。</p> <p>4 市民は、法令の定めるところにより選挙権を有するとともに、自治の主体として最大限その権利を行使するよう努めるものとします。</p>	<p>&lt;第1項～第2項&gt;</p> <p>市民が市政に参加するにあたり、市民自らが主体性を持ち、発言や行動に責任を持ちながら、積極的な市政への参加や情報入手に努めることを責務と位置づけています。</p> <p>滝沢市第1次総合計画では、市民が主体となり自らの地域の課題解決のため「地域別計画」を作り上げています。また、この地域別計画を具体的に実践するため、市内11の地域を単位として「地域づくり懇談会」が設置され、市民が主体的に活動する場となっています。</p> <p>&lt;第3項～第4項&gt;</p> <p>行政サービスを受けるための応分の負担である「納税の義務」や、市政に意思を伝えるための「選挙権の行使」について、従前より法令により定められているものですが、確認のため本条例において責務と位置づけているものです。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民の権利について、素案の段階では子どもの権利について記載されていたと記憶しているが？</li> <li>➤ 素案では、第5条（目指すまちの姿）に、「(6) 子どもたちの人権が守られ、地域の一員として支えられ、心豊かで健やかに成長できるまち」が記載されていたが、広く読み取れる表現とするため、「年齢・性別に捉われず、誰もが参加しやすい地域」に変更した。</li> </ul>
<p>(市長の責務)</p> <p>第28条 市長は、市民とともに地域づくりを推進するという認識のもと、行政運営に関する基本方針を毎年度策定し、公表し、その方針に基づいて職務を遂行しなければなりません。</p> <p>2 市長は、職員の能力向上に努めるとともに、適切に指揮監督し、行政運営を行わなければなりません。</p> <p>3 市長は、選挙公約を総合計画に反映させるよう努めるものとします。</p>	<p>&lt;第1項～第2項&gt;</p> <p>市長は、毎年度、市長施政方針を定め、議会において述べるとともに、広報やホームページにおいて広く公表しています。この市長施政方針に基づき、各分野ごとに政策、基本施策を定め、事業を推進することとなります。この仕組みは、事業の優先順位や予算編成を含めた総合計画の展開手法として体系づけられており、事業を推進するために必要不可欠なものとして浸透されています。</p> <p>&lt;第3項&gt;</p> <p>滝沢市の最上位計画である総合計画に反映させることは、中長期の期間で検討することとなり、かつ予算の確保も含めた実効性の強い事業になります。</p>	

検証条文	検証のポイント	意見等
	<p>選挙公約である「交流拠点複合施設、新設小学校、スマートインターチェンジ」、「産業振興と雇用拡大の推進」、「市民参加による健康づくりの推進」については、全て滝沢市第1次総合計画の重点事業として位置づけし事業を推進しています。</p>	
<p>(市議会議員の責務)</p> <p>第29条 議員は、市民とともに地域づくりを推進するという認識のもと、常に市民全体の利益を優先し、職務を遂行しなければなりません。</p> <p>2 議員は、自らの考えを明らかにするとともに、広く市民の声を聴き、政策立案及び議会運営に反映させるよう努めるものとします。</p>	<p>市民の意見を政策や議会運営に反映することを責務と位置づけています。滝沢市議会では、議会報告会や市民懇談会の活動を通じて、市民から意見をいただきながら、市民の想いを地域づくりに反映させる取り組みを実施しています。</p>	
<p>(市職員の責務)</p> <p>第30条 職員は、法令等を遵守し、全体の奉仕者として、誠実、公正かつ効率的に職務を遂行しなければなりません。</p> <p>2 職員は、行政運営上の課題等に的確に対応するため、積極的に知識、技能等の習得に努めるものとします。</p> <p>3 職員は、市民とともに地域づくりを推進するという認識のもと、市民との対話を図るとともに、地域コミュニティの一員として、自らも積極的に地域づくりの活動に参加するよう努めるものとします。</p>	<p>法令に基づき職務を遂行することを改めて定義づけし、そのための行動として、知識の習得や地域活動への積極的参加について責務として定めています。</p> <p>滝沢市では、各地域づくり懇談会に3名の支援職員を配置し、地域づくり活動への参加のほか、必要な助言や行政との橋渡し役として、地域と共に地域づくり活動の推進を図っています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第3項で地域コミュニティの一員として参加するというのはすばらしい項目である。支援職員の配置とは別に職務外に地域住民として自発的に参加する活動を支援・応援する仕組みがあると良い。 <ul style="list-style-type: none"> <li>市の人材育成計画などで検討したい。</li> </ul> </li> <li>地域づくり活動は、本来地域が主体的に取り組むものであり、職員は側面的支援という関わり方であることが必要と思われる。</li> </ul>
<p>(行政手続)</p> <p>第31条 市は、処分、行政指導及び届出に関する手続を定め、市民の権利利益を保護するとともに、透明で公正かつ公平な行政手続を確保しなければなりません。</p>	<p>平成9年4月に「滝沢市行政手続条例」を施行し、市の行政手続における公平性の確保及び透明性の向上により、住民の権利利益の保護に努めています。この条例において、市民からの申請に対して行う不利益処分を含めた行政処分の適正な手続や、必要に応じて行う行政指導について定められています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政手続条例は20年も前のものであるが、改正状況はどうか？ <ul style="list-style-type: none"> <li>上位法に基づく改正 → H19、H26、H28 に改正 (H26 は市制移行)</li> </ul> </li> </ul>
<p>(倫理)</p> <p>第32条 市長及び議会は、政治倫理を確立し、公務に対する市民の信頼の確保を図らなければなりません。</p> <p>2 市長は、公務員倫理を確立し、公務に対する市民の信頼の確保を図らなければなりません。</p>	<p>&lt;第1項&gt;</p> <p>市長及び議員は、選挙によって選ばれた市民の代表であり、当然に市民の信頼の確保を図る必要があります。</p> <p>滝沢市議会基本条例において、議員の政治倫理について定めています。</p> <p>&lt;第2項&gt;</p> <p>市長は市職員の長であるという認識のもと、市民の信頼を確保するための公務員倫理の確立を図る必要があります。</p> <p>公務員倫理については、国家公務員倫理法第43条により地方公共団体も準ずることとされているほか、滝沢市行政基本条例において、職員の倫理原則について定めています。</p>	
<p>(公益通報等)</p> <p>第33条 市長は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号）の規定及び同様の取扱いに対する公益通報（以下「公益通報」といいます。）を受ける体制を整備しなければなりません。</p> <p>2 市は、市民からの意見、要望等（以下「意見等」といいます。）を受けた場合は、誠実に応じ、迅速かつ適切な措置を講ずるものとします。</p> <p>3 市及び議会は、公益通報又は意見等を行った者に対し、それを理由とする不利益な取扱いを一切してはなりません。</p> <p>4 市は、公益通報及び意見等の処理に係る手続その他必要な事項について、別に条例等を定めるものとします。</p>	<p>&lt;第1項～第3項&gt;</p> <p>公益通報を受ける体制整備と、通報を受けた場合の適切な対応及び通報者を守ることにについて定められています。</p> <p>現状では、全ての職員が通報を受けられることを前提とし、滝沢市行政手続条例及び滝沢市個人情報保護条例に基づき、適切な対応を図る必要があります。</p> <p>&lt;第4項&gt;</p> <p>現在、本市において公益通報に関する条例は定めていないことから、本条例の規定に基づき早急に条例の整備を検討する必要があります。</p>	
<p>(条例の運用状況の調査等)</p> <p>第34条 市民、市長、議員及び職員は、この条例を遵守し、地域づくりを推進するものとします。</p> <p>2 市長は、この条例の運用状況の調査及び検討を毎年行い、</p>	<p>&lt;第1項&gt;</p> <p>本条例に基づき、市民、行政、議会に関する関連条例を制定したほか、第1次滝沢市総合計画では、市民の役割を含めた行動計画を策定し、行政と地域が共に地域づくりを進めることと</p>	



検証条文	検証のポイント	意見等
<p>その結果を公表するものとします。</p> <p>3 市長は、前項の規定による調査及び検討の結果を踏まえ、適切な措置を講ずるものとします。</p>	<p>しています。</p> <p>&lt;第2項～第3項&gt;</p> <p>本条例に基づき、各事業の実行計画において、成果指標と目標値を定めており、毎年達成状況について調査・検証し、次年度以降の実施計画に反映することが仕組みとして構築されています。</p>	
<p>(条例の検証等)</p> <p>第35条 市長は、別に条例で定めるところにより、滝沢市自治基本条例検証委員会（以下「委員会」といいます。）を設置するものとします。</p> <p>2 委員会は、この条例の運用状況及びこの条例に基づく地域づくりに関して、市長に提言できるものとします。</p> <p>3 委員会は、市長の諮問に応じ、この条例の運用状況を検証し、地域づくりを推進するために解決すべき課題、必要な措置等を検討し、その結果を市長に答申するものとします。</p> <p>4 市長は、委員会の答申又は提言を尊重し、その内容を公表するものとします。</p>	<p>滝沢市自治基本条例検証委員会を設置し、市長への提言や諮問に対する答申、内容の公表について定められています。</p> <p>検証委員会については、平成28年3月に条例を制定し施行されており、平成28年度に1回、平成29年度については3回の開催を予定しており、最終的に平成31年度に市長に提言するスケジュールで進んでいます。</p> <p>また、検証委員会の開催の都度、会議内容についてはホームページにより全て公表しています。</p>	
<p>(条例の見直し)</p> <p>第36条 市長は、前2条の規定によりこの条例の見直しを行う場合は、多様な方法を用いて、市民の意見及び提案を求めるよう努めるものとします。</p>	<p>条例の見直しの必要が生じた場合は、見直しの内容に応じて関連する市民等の意見・提案を求めることとし、手法については見直しの内容や対象の市民等により最も有効な手段を検討します。</p>	